

## 女性差別撤廃条約批准 30 周年国際女性の地位協会・連続講座 条約を私たちのものにするために

2016 年 2 月 16 日、国連女性差別撤廃委員会で日本政府第 7 次・8 次レポートの審議があり、3 月 7 日、総括所見が公表されました。昨年 2015 年は、女性差別撤廃条約批准 30 周年の記念の年でした。当協会では、藤枝滯子基金より助成を受けて、全 4 回の連続講座を開催しています。今回が最終回です。多くのみなさまのご参加をお待ちしております！

# 均等法から女性活躍へ

日時：2016 年 8 月 6 日（土）午後 1：30～4：00

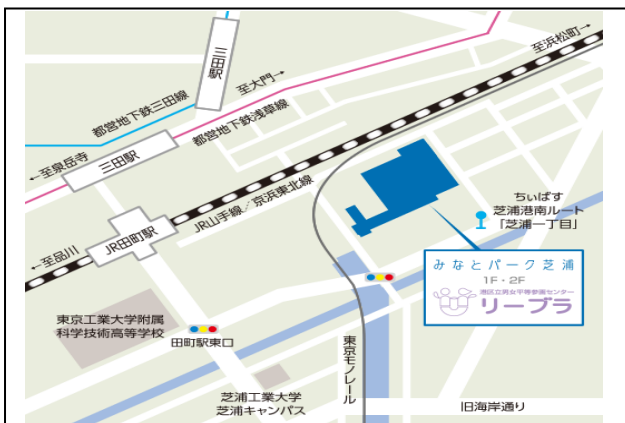
会場：港区立男女平等参画センター リーブラホール  
（みなとパーク芝浦 1 階）

申込：当日受付にて

資料代：500 円（学生 300 円）

- トーク たかまつ なな
- 第一部 講演「均等法が変えたこと・変えられなかったこと」（仮）  
赤松良子（元文部大臣、日本ユニセフ会長、国際女性の地位協会名誉会長）
- 第二部 シンポジウム「男女賃金格差を考える」  
濱口 桂一郎 労働政策研究・研修機構 主席統括研究員  
越堂 静子 ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク(WWN)代表  
堀内 光子 文京学院大学大学院特別招聘教授

結婚退職制や 30 歳定年制への違憲判決をへて、1985 年、均等法が制定され、女性差別撤廃条約が批准されました。それから 31 年。女性はより働きやすくなったでしょうか。働く女性の半分以上が非正規雇用で低賃金に置かれています。「男女の賃金格差」について、女性差別撤廃条約を、これからどのように使っていったらよいのか、一緒に考えましょう。



問合せ：国際女性の地位協会事務局

Fax：03-5905-0365 E-mail: info@JAIWR.org

URL: <http://www.jaiwr.org>

協力 港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 東京都港区芝浦 1-16-1

電話 03-3456-4149(代表)

JR 田町駅東口(芝浦口) 徒歩 5 分  
都営地下鉄三田駅 A6 出口 徒歩 6 分  
みなとパーク芝浦